

山形地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山形労働局一般公示第 65 号

令和 7 年 10 月 20 日山形地方最低賃金審議会から山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、山形県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 7 年 11 月 4 日までに山形労働局長あて（山形市香澄町 3 丁目 2 番 1 号山交ビル 3 階）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 20 日

山形労働局長 島 田 博 和

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る山形地方最低賃金審議会の意見の要旨

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 7 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発効日

令和 7 年 12 月 23 日